

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)のポイント(概要)

3本柱	項 目		現 行	パブリックコメント実施時の改訂案 (素案)	改 訂 版	改 訂 の 考 え 方		
柱①	コスト算定の明確化	対象範囲	使用料	○施設を定期的に維持管理するための経費 ・物件費等の消費的支出 ・施設の維持管理に要する人件費 (※冷暖房料の割増料金あり)	○施設を定期的に維持管理するための経費 ・物件費等の消費的支出 ・施設の維持管理に要する人件費 (※冷暖房料の割増料金あり)	○施設を定期的に維持管理するための経費 ・物件費等の消費的支出 ・施設の維持管理に要する人件費 (※冷暖房料の割増料金あり)	(変更なし)	
			手数料	○サービス提供のために直接必要となる経費 ・事務処理に要する事務経費 ・事務処理に要する人件費	○サービス提供のために直接必要となる経費 ・事務処理に要する事務経費 ・事務処理に要する人件費	○サービス提供のために直接必要となる経費 ・事務処理に要する事務経費 ・事務処理に要する人件費	(変更なし)	
		対象コスト	使用料・手数料	○直近年度の決算額による。	② ○直近4か年度の決算額の平均額を基本とする。	② ○直近4か年度の決算額の平均額を基本とする。	単年度の特異要因を平準化できることから、決算の平均額とする。	
	コスト負担割合の明確化	負担割合	使用料	○広く市民に及ぶ義務的なサービス 市費負担 100% 受益者負担 0% ○広く市民に及ぶが選択的なサービス 市費負担 50% 受益者負担 50% ○便益が特定されるサービス・民間と競合するサービス 市費負担 0% 受益者負担 100% (貸室・共用スペースを対象とし、管理スペースを除く。)	○広く市民に及ぶ義務的なサービス 市費負担 100% 受益者負担 0% ○広く市民に及ぶが選択的なサービス 市費負担 50% 受益者負担 50% ○便益が特定されるサービス・民間と競合するサービス 市費負担 0% 受益者負担 100% (貸室・共用スペースを対象とし、管理スペースを除く。)	○広く市民に及ぶ義務的なサービス 市費負担 100% 受益者負担 0% ○広く市民に及ぶが選択的なサービス 市費負担 50% 受益者負担 50% ○便益が特定されるサービス・民間と競合するサービス 市費負担 0% 受益者負担 100% (貸室・共用スペースを対象とし、管理スペースを除く。)	(変更なし)	
			手数料	○受益者負担 100%(原則)	○受益者負担 100%(原則)	○受益者負担 100%(原則)	(変更なし)	
		無料施設の有料化	○現行の無料施設は有料化を検討し、必要な施設は有料化する。	③ ○受益者負担を求めべき施設である場合は、他都市の状況や費用対効果を踏まえ、有料化を検討する。	③ ○受益者負担を求めべき施設である場合は、他都市の状況や費用対効果、政策的な判断を踏まえ、有料化を検討する。	受益と負担の更なる適正化を図るため、表現を変更する。 パブリックコメントでの意見を参考に、「政策的な判断」を素案の文面に追加する。		
	柱②	減免取扱の適正化	＜各種団体等の減免規定を設けている施設＞ 地区会館、公民館、農村地域センターなど					
			対象者	○社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体等が本来の活動のために利用	○社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体等が本来の活動のために利用	○社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体等が本来の活動のために利用	(取扱変更なし)	
			減免内容	○免除→減額(5割)	○減額(5割)	○減額(5割)	(取扱変更なし)	
			＜高齢者の減免規定を設けている施設＞ 科学館、博物館など					
対象者			○高齢者(60歳以上→70歳以上)	○高齢者(70歳以上)	○高齢者(70歳以上)	(取扱変更なし)		
減免内容			○免除	④ ○減額(5割)	④ ○減額(5割)	負担の公平性を図れるよう、減免内容を変更する。		
＜学生・若年層向けに新たに減免規定を設ける施設＞								
対象者		⑤ ○若者の団体が公益的・公共的な活動のために利用	⑤ ○若者の団体が公益的・公共的な活動のために利用	次代を担う学生・若年層の活動を促し、地域の活性化と担い手の育成を図るため、新たに対象とする。				
減免内容		○構成員の半数以上が30歳未満の場合、減額(5割)	○構成員の半数以上が30歳未満の場合、減額(5割)	他の区分に準じ、減額(5割)とする。				
柱③	定期的な見直し		○4年を目途に必要な見直し	⑥ ○4年を目途に必要な見直し。 (定期の料金改定を見送った場合や、見直しが必要な特別な事情が生じた場合は、次の4年を待たずに見直しを行う。)	⑥ ○4年を目途に必要な見直し。 (定期の料金改定を見送った場合や、見直しが必要な特別な事情が生じた場合は、次の4年を待たずに見直しを行う。)	できるだけ最新のコストを反映させることで、受益と負担の適正化を図る。		
		その他	○受益者の負担が急激に上昇する場合は、激変緩和措置(上限率の設定や段階的な改定等)を考慮することを基本とする。	⑦ ○受益者の負担が急激に上昇する場合は、激変緩和措置として改定前の料金の1.5倍を上限とする。	⑦ ○受益者の負担が急激に上昇する場合は、激変緩和措置として改定前の料金の1.5倍を上限とする。	上限率を明示する。		